

令和6年度 建設工事入札参加資格審査申請書提出一覧表（町内業者）

1. 受付期間 令和6年5月1日～令和6年5月31日（ただし、土・日・祝日は除きます。）
2. 受付時間 午前8時30分～正午、午後1時～4時30分
3. 受付場所 桂川町役場 建設事業課 管財契約係（庁舎2階） ※持参のみ受付
4. 提出書類 A4ファイル（紙製・色指定なし）に、下記一覧表の順番通りに綴って下さい。

	書類名称	部数	コピーの可否	摘要
1	一般(指名)競争入札参加資格審査申請書	1	可	町指定様式1
2	建設業の許可証明書	1	可	通知書可
3	営業所一覧表	1	可	町指定様式2
4	技術者一覧表(技術資格取得者のみ記載) ※専任の者(土木・建築)欄有	1	可	町指定様式3 ・提出時点の人数を記入 ・各種免許証(写)を添付(経験のみの技術者については、建設業法施行規則第3条第2項に定める様式第9号の実務経験証明書のコピーを添付)
5	使用人一覧表 (臨時的雇用は除く)	1	可	町指定様式4 ・提出時点の人数を記入 ・代表者、役員等も含む社員全員を記載 ・各人の雇用保険加入の証明ができるものを添付(写し可)
6	工事経歴書	1	可	町指定様式5、過去2年分
7	主要取引金融機関取引証明書	1	可	取引のある金融機関での証明、任意様式
8	経営規模等評価申請書	1	可	審査済印又は受理証明添付
9	経営規模等評価結果通知書	1	可	
10	営業用機械器具一覧表	1	可	町指定様式6 ・工事施工に必要な主な機器を記載 ・ <u>特定自主検査の対象機械保有者は、特定自主検査記録表の写し又はステッカー貼付状況写真添付</u>
11	事務用機器一覧表	1	可	町指定様式7、事務に必要な主な機器を記載
12	営業所及び資材倉庫等調書	1	可	町指定様式8、位置図及び写真添付
13	使用印鑑届	1	否	町指定様式9
14	印鑑証明書	1	否	
15	代表者の身分証明書及び住民票	各1	否	
16	法人登記簿	1	可	
17	納税証明書等	各1	可	(1)町税「未納がない証明書」(税務課にて証明) ・法人：①会社名義 ②代表者名義 ※①, ②どちらも提出 ・個人事業者：代表者名義 (2)国税「納税証明書」(税務署発行のもの) ・法人：会社名義「様式その3の3」 ・個人事業者：代表者名義[様式その3の2] (3)水道料金—町指定様式10 「未納がない証明書」(水道課にて証明) ・法人：①会社名義 ②代表者名義 ※①, ②どちらも提出 ・個人事業者：代表者名義
18	役員名簿	1	可	町指定様式11、照会用 <u>法人の場合は、法人登記簿に記載されている役員(相談役や顧問、監査役等含む。)の方全員について記載すること。</u>
19	労働保険料納入完了証明	1	可	前年度分
20	誓約書	1	否	町指定様式12

- 注意：① 町指定様式については、管財契約係（庁舎2階）窓口または桂川町ホームページより入手できます。
- ② 各証明書類については、発行が提出日から3ヶ月以内のものを提出して下さい。
- ③ コピーによる添付書類は、A4版又はA3版に縮小・拡大して統一してください。

5. 資格要件（申請できない者）

次の各号に該当する方は競争入札に参加する者に必要な資格を認められません。

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
 - カ アからオまでの規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員等が暴力団員であるもの。
- (4) 一般(指名)競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者。
- (5) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者。
- (6) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

6. 資格の有効期間

令和6年7月1日から令和7年6月30日まで

7. 問い合わせ先

桂川町役場 建設事業課 管財契約係 電話：0948-65-3330（建設事業課直通）